毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告　示
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件　四六四
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件　四六四
公　告
○争議行為を行う旨通知があった件　四六九
○肥料の検査の結果の概要を公表する件　四六九
○家畜人工授精に関する講習会を開催する件　四六九
福島県教育委員会教育長
○一般競争入札を行う件二件　四七〇
福島県公安委員会
○福島県道路交通規則の一部を改正する規則　四七五
福島県選挙管理委員会
○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件　四八七

告　示

福島県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十一月六日から同年十二月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

曽根田ショッピングセンター　福島県福島市曽根田町十二番地一

二　法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし

三　法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字金山六一、六二、六三の一、六三の二、六四の三、六九の一、七〇の二、七〇の三、七一の三

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市佐倉下字中田一の六

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市佐原字大豆柿下一〇の一

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市佐原字川石田五八の一、字清水田二九の一

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字柳田四〇の一、四一の二、四二、四三

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字下柳三二の一、三八、三九の一、三九の三

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字森子段二一の一、二二の一

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字一本松一の二、一の三

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字北道田三の四、三の八

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
十1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市桜本字新田一〇の一、上野寺字舘ノ下一八の四
2　保安林として指定された目的
水害の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
十一1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字這原一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の四
2　保安林として指定された目的
水害の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
十二1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字川原南二の三（次の図に示す部分に限る。）、九の三、九の九、一一の一、一一の二、一二の一、一二の三、一二の四、一三の一
2　保安林として指定された目的
水害の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年十一月六日
福島県知事　内　堀　雅　雄

一1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡川俣町小綱木字泥蠅山九の七
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
二1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達郡川俣町飯坂字後峠二
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
三1　指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
伊達郡川俣町大字小島字擣野山一三の七

２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

四　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町大字小島字舘三一の二
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

五　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町大字小島字庭坂山一の一から一の三まで
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

六　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町大字小島字水境山一の二、一の五、三の三
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

七　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町山木屋字六分山四の三
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

八　１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　伊達郡川俣町山木屋字橋端山一の九（国有林）、一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の五
２　保安林として指定された目的
　土砂の崩壊の防備
３　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川俣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町舘字入辰目二五九四の四、二五九四の六、二五九四の一三

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町赤津字西岐二八〇一の二

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町舘字奈良橋川二五九六、字滝二六二七、二六三〇、字萓ノ茎二六四二の一、字入辰目二五九四の一

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町中野字北沢三一一五の二七、三一一五の二八

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町中野字北沢三一一五の一五六

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市熱海町高玉字鶯山二の一、字野上二

2　保安林として指定された目的

水源の涵養

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

七　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市熱海町中山字三ノ沢一から四まで

２　保安林として指定された目的
　水源の涵養
３　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公　告

公告第二百五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、全日本港湾労働組合東北地方小名浜支部執行委員長舟生剛から冬季一時金および諸要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和八年十月二十八日付けで通知があった。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　日時　令和八年十一月九日七時以降
二　場所　小名浜海陸運送株式会社（福島県いわき市小名浜字高山三一二―二）
　三洋海運株式会社小名浜支店（福島県いわき市小名浜字高山三一八―二）
三　概要　全職場において、二十四時間ストライキ、時間外労働拒否及び日曜日就労拒否を実施する。

（雇用労政課）

公告第二百六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和八年八月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

令和８年８月分
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名（及び商品名）	検査の結果					備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	C/N	水分(%)	
堆肥	有限会社武田ファーム	堆肥	1.5	2.3	2.3	13	44.0	
堆肥	鈴木　博徳	牛糞堆肥	0.7	0.7	1.1	22	66.6	

注　主成分の略号は次のとおりである。
　TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

（農業総合センター）

公告第二百七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和八年十一月六日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　開催期日
　令和九年一月二十五日から同年二月二十六日まで（土曜日及び日曜日並びに同月十一日及び同月二十三日を除く。）
二　場所
　1　学科、実習及び修業試験
　福島県農業総合センター農業短期大学校　西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地
　2　一部の実習
　福島県農業総合センター畜産研究所　福島市荒井字地蔵原甲十八番地
三　対象家畜の種類
　牛
四　受講人員
　二十五名
五　受講資格
　家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者
六　受講手続
　1　講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、令和八年十一月二十日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。なお、県外在住者は、福島県農林水産部生産流通総室畜産課へ提出すること。
　2　受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当

額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、令和八年十二月二十五日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。なお、県外在住者は、福島県農林水産部生産流通総室畜産課へ提出すること。

七　その他

1　選考申込者が定員を超過した場合は、県内在住者及び畜産関係の業務に従事又は従事する予定の者を優先することとし、必要に応じて抽選により受講者を決定する。

2　詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

（畜　産　課）

福島県教育委員会教育長

公告第１８号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立修明高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の３第１項の規定により公告する。

令和８年11月６日

福島県教育委員会教育長　鈴　木　竜　次

１　入札に付する事項

⑴　借入物品の名称及び数量　福島県立修明高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）

⑵　借入物品の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑶　借入期間　令和９年３月１日から令和15年２月28日まで

⑷　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

⑵　３に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

⑷　３に掲げる日から過去３年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有す

る者であること。
⑸　当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。
⑹　当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。
３　入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、２の⑷から⑹までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和８年11月24日（火）午後４時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。
郵便番号963-6131　福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居63番地
福島県立修明高等学校　事務室
電話0247-33-3214
４　契約条項を示す場所及び期間
３に掲げる場所において、令和８年11月６日（金）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同月23日を除く。）の午前８時30分から午後４時30分まで
５　入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
⑴　配布期間　４に掲げる期間に同じ。
⑵　配布場所　３に掲げる場所に同じ。
⑶　その他　郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙23枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、３に掲げる場所まで令和８年11月24日（火）午後４時までに必着で請求すること。
６　入札及び開札の日時及び場所等
⑴　日時　令和８年12月16日（水）午前10時
⑵　場所　福島県立修明高等学校　会議室（福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居63番地）
⑶　その他　郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和８年12月15日（火）午後４時までに３に掲げる場所に必着とする。
７　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金　この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
⑵　契約保証金　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
８　入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立修明高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
９　入札の無効
２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
10　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札方法　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑶　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等　福島県立修明高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成８年福島県告示第320号）第１条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた

場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
⑹　その他　詳細は、入札説明書による。
11　Summary
⑴　Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education at Fukushima Prefectural Shumei High School, including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set
⑵　Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 16 December 2026
⑶　Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 15 December 2026
⑷　Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Shumei High School, 63 Higashinakai, Tanagura, Tanagura Town, Higashi-Shirakawa County, Fukushima 963-6131 Japan TEL 0247-33-3214

（教育総務課）

公告第１９号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立小名浜海星高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の３第１項の規定により公告する。

令和８年11月６日

福島県教育委員会教育長　鈴　木　竜　次

１　入札に付する事項
⑴　借入物品の名称及び数量
ア　福島県立小名浜海星高等学校情報教育コンピュータシステム（水産校舎２階漁業生物実習室）　一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
イ　福島県立小名浜海星高等学校情報教育コンピュータシステム（水産校舎３階通信実習室）　一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
⑵　借入物品の仕様等
ア及びイ　入札説明書及び仕様書による。
⑶　借入期間
ア及びイ　令和９年１月１日から令和14年12月31日まで
⑷　納入場所
ア及びイ　入札説明書及び仕様書による。
２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。
⑵　３に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
⑷　３に掲げる日から過去３年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
⑸　当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。
⑹　当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。
３　入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、２の⑷から⑹までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和８年11月26日（木）午後４時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同

日同時刻まで必着とする。
郵便番号970-0316　福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰153
福島県立小名浜海星高等学校　事務室
電話0246-54-3001
4　契約条項を示す場所及び期間
３に掲げる場所において、令和８年11月６日（金）から同月26日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同月23日を除く。）の午前８時15分から午後４時45分まで
5　入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
⑴　配布期間　４に掲げる期間に同じ。
⑵　配布場所　３に掲げる場所に同じ。
⑶　その他　郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙30枚（ア及びイそれぞれ）が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、３に掲げる場所まで令和８年11月19日（木）午後４時までに必着で請求すること。
6　入札及び開札の日時及び場所等
⑴　日時
ア　令和８年12月16日（水）午後２時
イ　令和８年12月16日（水）午後２時30分
⑵　場所
ア及びイ　福島県立小名浜海星高等学校　本校舎１階小会議室（福島県いわき市小名浜下神白字武城23）
⑶　その他　郵送により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和８年12月15日（火）午後４時までに３に掲げる場所に必着とする。
7　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金　この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
⑵　契約保証金　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
8　入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立小名浜海星高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
9　入札の無効
２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
10　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札方法　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑶　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等　福島県立小名浜海星高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成８年福島県告示第320号）第１条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
⑹　その他　詳細は、入札説明書による。
11　Summary
⑴　Nature and quantity of the products to be leased:
①　Computer system for education at the 2nd-Floor Fisheries Biology Lab

of the Fisheries Building including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set

② Computer system for education at the 3rd-Floor Communications Lab of the Fisheries Building including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set

⑵ Time-limit of tender (by hand):

① 2:00 p.m., 16 December 2026

② 2:30 p.m., 16 December 2026

⑶ Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 15 December 2026

⑷ Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Onahama Kaisei High School, 153 Tatenokoshi, Shimokajiro, Onahama, Iwaki City, Fukushima 970-0316 Japan TEL 0246-54-3001

（教育総務課）

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月６日

福島県公安委員会委員長　髙　橋　良　行

福島県公安委員会規則第５号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第40号の８から様式第40号の13までを次のように改める。

様式第40号の８（第36条の21関係）

（表）

※　受　理　年　月　日	年　月　日
※　受　理　番　号	
※　修了証明書交付年月日	年　月　日
※　修　了　証　明　書　番　号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年　月　日

福島県公安委員会

申請者氏名

申込者	住　所	郵便番号　－	
	(ふりがな)		写　真
	氏　名		
	生年月日	年　月　日	
	連絡先	電　話（　）　―	
	受講希望年月日	年　月　日	

備考

１　※印欄は、記入しないでください。

２　写真は、申込み前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとします。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

注　意　事　項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

１　１８歳未満の者
２　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
３　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第１１９条の２の４第２項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者
４　集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの
６　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
７　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
８　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

収　入　証　紙　欄

様式第40号の９（第36条の22関係）

※　受　理　年　月　日	年　月　日
※　受　理　番　号	
※　証明書再発行年月日	年　月　日

駐車監視員資格者講習修了証明証（認定書）再交付申請書

年　月　日

福島県公安委員会

申請者氏名

申請者	住　所	郵便番号　－
	(ふりがな)	
	氏　名	
	生年月日	年　月　日
	連絡先	電　話（　）　－
修了証明書又は認定書	番　号	
	交付年月日	年　月　日
再交付を申請する事由		

備考

１　※印欄は、記入しないでください。

２　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記入してください。
なお、所定の欄に記入できないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第40号の10（第36条の23関係）

（表）

※　受　理　番　号	
※　認　定　年　月　日	年　月　日
※　認　定　書　番　号	

駐車監視員資格者認定申請書

年　月　日

福島県公安委員会

申請者氏名

申請者	住　所	郵便番号　－	
	(ふりがな) 氏　名		写真
	生年月日	年　月　日	
	連絡先	電　話（　）　―	

備考

１　この申請書には、次のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付してください。

(1)　道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して３年以上である者

(2)　確認事務における管理的又は監督的地位にあつた期間が通算して５年以上である者

(3)　(1)又は(2)に掲げる者と同等の経歴を有する者

２　※印欄は、記入しないでください。

３　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとします。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

収　入　証　紙　欄

様式第40号の11（第36条の24関係）

（表）

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日
※　資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年　月　日

福島県公安委員会

申請者氏名

申請者	住所	郵便番号　―	
	(ふりがな)		写真
	氏名		
	生年月日	年　月　日	
	連絡先	電話（　）　―	

備考

１　この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

(1)　駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書

(2)　住民票の写し（住民基本台帳法第７条第５号に掲げる事項（外国人にあつては、国籍等（同法第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。））が記載されたものに限る。）

(3)　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨の医師の診断書

(4)　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載した医師の診断書

(5)　欠格事由に該当しないことを誓約する書面

２　※印欄は、記入しないでください。

３　申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真２枚を添付するものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

収　入　証　紙　欄

様式第40号の12（第36条の25関係）

（表）

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年　月　日

福島県公安委員会

申請者氏名

申請者	住所	郵便番号　―	
	（ふりがな）		写真
	氏名		
	生年月日	年　月　日	
	連絡先	電話（　）　―	
資格者証	番号		
	交付年月日	年　月　日	
書換え交付を申請する事由			

備考

１　この申請書には、既に交付された駐車監視員資格者証を添付するとともに、住民票の写し、運転免許証その他の変更事項を確認できる資料を提示又は提出してください。

２　※印欄は、記入しないでください。

３　「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記入してください。なお、所定の欄に記入できないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。

４　申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真２枚を添付するものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

収　入　証　紙　欄

様式第40号の13（第36条の25関係）

（表）

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年　月　日

福島県公安委員会

申請者氏名

申請者	住所	郵便番号　― 	
	(ふりがな) 氏名		写真
	生年月日	年　月　日	
	連絡先	電話（　）　―	
資格者証	番号		
	交付年月日	年　月　日	
再交付を申請する事由			

備考

１　※印欄は、記入しないでください。

２　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記入してください。
なお、所定の欄に記入できないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。

３　申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真２枚を添付するものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

収　入　証　紙　欄

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（交通指導課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十五号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百十一条第一項又は第百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

令和八年十一月六日

福島県選挙管理委員会
委員長　成　田　良　洋

施設の名称	施設の所在地	閉鎖年月日
社会福祉法人南会津会 特別養護老人ホームあさくさホーム	南会津郡只見町大字長浜字久保田一一番地	令和八年三月二一日

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷